

12月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋登君	8番議員	玉川清史君
2 "	大日向進也君	9 "	山城峻一君
3 "	塚田舞君	10 "	柰津明子君
4 "	水出康成君	11 "	朝倉国勝君
5 "	宮入健誠君	12 "	滝沢幸映君
6 "	中村忠靖君	13 "	大森茂彦君
7 "	星哲夫君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	臼井洋一君
教育長	塚田常昭君
総務課長	竹内祐一君
企画政策課長	長崎麻子君
会計管理者	竹内優子君
住民環境課長	山下昌律君
福祉健康課長	鳴海聡子君
商工農林課長	北村一朗君
建設課長	高橋卓也君
教育文化課長	細田美香君
収納対策推進幹事	北沢明君
まち創生推進室長	小河原秀昭君
D X推進室長	瀬下幸二君
総務課長補佐	宮下佑耶君
総務係長	宮嶋和博君
総務課長補佐	宮嶋和博君
財政係長	宮原卓君
企画政策課長補佐	宮原卓君
企画調整係長	宮原卓君
保健センター所長	川島徳夫君
子ども支援室長	橋本直紀君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋勉君
議会書記	井上敬子君

5. 開 議 午前10時00分

私は8月24日に上田リバーズ会議に参加し、元福岡市財政調整課長 今村 寛さんの講義とシミュレーションを通じて、自治体財政の構造と意思決定の重さを改めて実感しました。その中で特に印象に残ったのがビジョンと対話の重要性です。

10年後、20年後の子どもたちから見て、あの判断は正しかったと言われるかどうか、今私たちが向き合うべき責任は、まさにそこにあると考えています。事業の取捨選択だけではなく、何を守り、何を次の世代に引き継ぐのかという視点こそ、これからの坂城町に欠かせません。こうした視点から見ても、現在進んでいる大型事業は、いずれも町の将来に大きな影響を与えるものです。

主な大型事業の総事業費の概算を確認しますと、上田長野地域水道事業広域化が約1,200億円余、葛尾組合リサイクルセンター建設工事が約46億円余、千曲衛生センター基幹的設備改良事業が約22億円余、そして、町の新複合施設建設事業は、基本構想において建屋が18億円余、外構費は含まれておりません。国や県の補助に加え、水道事業や各種組合事業では、市町村割や人口割により負担割合が決まるため、総事業費を町が全て負担するわけではありません。また、各組合では基金の積立てによる備えも行われています。それでも、町が最終的に負担する実質的な経費や将来の維持管理コストには不確定な要素が残ります。だからこそ、財政への影響を正確に見通す姿勢がこれまで以上に重要になっています。

私は、一般質問や予算・決算審査に臨む際、坂城町の財政を預かる立場として、そして次の世代によりよい町を残すため、次の3点を常に意識しています。1点目は、町の未来を一步前に進める選択か。2点目は、次の世代に自信を持って引き継げる判断か。3点目は、本当に支えが必要とする方に届く施策かということです。こうした視点を踏まえ、今回は公共施設の更新と財政運営について伺います。

イ. 坂城町公共施設個別施設計画について

公共施設は住民生活を支える根幹であり、計画的な更新・改修は不可欠です。どの施設をどの順番で更新し、どの程度の費用が見込まれているのか、財政の見通しを立てる上でも極めて重要です。

まず、次の2点について伺います。

1点目として、計画期間の前半にあたる令和3年度から令和6年度の間実施された主な改修・整備の内容についてお示してください。

2点目として、令和12年度までの計画期間において、更新や改修が必要とされる主な公共施設にはどのようなものがあるのかを伺います。

次に、ロ. 今後を見据えた財源の確保について。

イでは、公共施設に関する使い方・投資について伺いました。ロでは、それを支える財源と運営の在り方について伺います。

県内市町村の令和6年度普通会計決算の状況を見ますと、経常収支比率は県内全体で高めの傾向にあります。市では、長野市94.3%、上田市93.4%、千曲市95.2%などの90%台が多く、県内市の平均は91.3%です。町村の平均は82.5%、市町村全体では88.7%となり、多くの自治体で財政の硬直化が進み、将来に向けた柔軟な運営が難しい状況が共通の課題となっています。

その中で、坂城町は比較的安定した財政運営を維持してきました。しかし、健全である今こそ、将来に向けた備えを着実に進めていくことが重要です。人口減少による税収減、社会保障費の増加、老朽化した施設群、そして大型事業の負担、これらが同時に重なっていく今後10年は、まさに選択と集中が問われる時期です。単なる削減ではなく、町のビジョンと次世代の視点に基づく再構築が必要です。

以上を踏まえ、次の2点を伺います。

1点目として、財政指標である経常収支比率や財政力指数の現状について伺います。あわせて、財政健全化法に基づく健全化判断比率の現状についてお示してください。

2点目として、人口減少や物価高騰などの環境変化に加え、複合施設をはじめとした大型事業の財政負担を踏まえて、限られた財源の中でどのような備えを行い、事業の優先順位や見直しをしていくのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解を伺います。

町長（山村君） ただいま、祢津議員さんから、1番目の質問としまして、公共施設更新と財政運営について、また、イとして坂城町公共施設個別施設計画について、ロとして今後を見据えた財源の確保についてのご質問をいただきました。極めて重要なテーマでありますし、内容が多岐にわたりますので、若干お時間をいただきまして詳しく順次お答えしたいと思います。

初めに、イの公共施設個別施設計画についてであります。全国的に公共建築物やインフラ施設等の老朽化が進み、更新時期を迎える施設が多くなりつつあることから、国の公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を受け、町では、公共施設の更新・改修・除却等を計画的に進めることで、財政負担の軽減や平準化を図ることを目的として、坂城町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定し、さらに将来のまちづくりを見据え、公共施設の最適な在り方と施設整備の方向性を示すため、坂城町公共施設ランドデザインを令和元年度に策定いたしました。

また、これら二つの計画に基づき策定している坂城町公共施設個別施設計画は、個別施設の劣化状況や施設特性などを勘案し、施設の計画的な整備や維持管理、または除却などを計画的に進めることで財政負担を平準化し、持続可能なまちづくりにつなげることを目的としているものであります。

この計画では、町内67か所の公共施設について、文化系施設、産業系施設など九つの区分

ごとに整備の方向性等を示し、社会動向や利用者ニーズの変化に対応した適切な施設整備と、効率的・効果的な公共サービスの提供を目指しております。

そのため、外部有識者による現地調査により公共施設の現状把握を行い、施設の健全度として劣化状況を数値化し、比較可能な形で整理いたしました。

あわせて各施設の建築年度、経過年数、構造、階層、延べ床面積、耐震基準等を整理し、施設のハード面としての劣化状況と、ソフト面としての機能、役割の双方を踏まえた総合的な施設評価を行っております。

その上で、対象となる67施設について、更新・改修・除却・保全・譲渡といった整備手法を定め、それぞれに応じた対策内容・実施時期・対策費用の検討を行っているところであります。

ご質問の、令和3年度から6年度までの公共施設の主な改修・整備の内容といたしましては、まず、設備などの更新について申し上げますと、冷暖房機器や空調設備の更新については、令和3年度に鉄の展示館、びんぐしの里農産物加工センター、坂城保育園で実施し、4年度には、子育て支援センター及び勤労者総合福祉センター、5年度には、坂城保育園及び南条保育園、また6年度には、中心市街地コミュニティセンターにおいてそれぞれ実施しております。

施設の耐震補強・大規模改修につきましては、令和4年度に町体育館、5年度から6年度にかけて文化センターの工事を実施しております。

また、びんぐし湯さん館におきましては、令和3年度に源泉ポンプの更新、4年度には開館20周年に合わせたリニューアル工事、5年度には源泉送水ポンプの更新とろ過循環装置のオーバーホール、6年度には中継ポンプ更新と太陽光パネルの新設などを順次実施してまいりました。

公共施設の除却につきましては、令和4年度に網掛園芸施設の解体撤去工事及び中川原教員住宅の除却を行い、5年度には村上の教員住宅を除却いたしました。

このように、建設当初の目的を果たした施設や、老朽化や耐震性等に課題のある施設につきまして、公共施設個別施設計画等に基づき、順次更新・改修・除却を実施してきたところであります。

次に、令和12年度までに予定している公共施設の整備についてであります。主なものを申し上げますと、来年度から保健センターと老人福祉センターを統合し、子育て支援センターと図書館の一部機能を集約した新複合施設の建設を予定しております。

また、令和9年度から12年度までの間において、武道館及び隣保館につきましては耐震工事を予定しているほか、10年度から11年度にかけて村上児童館の長寿命化工事を、11年度にはふれあいセンターのボイラー更新を予定しております。

公共施設の除却につきましては、新複合施設の建設に伴い、令和9年度に老人福祉センター

を、10年度には保健センターの除却を計画しております。この他にも10年度に大型共同作業所、11年度に旧南条児童館及び金井の教員住宅の除却を計画しております。

公共施設の更新・改修・除却にあたりましては、引き続き、町の財政状況や施設利用の優先度などを総合的に判断しつつ進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しなどを行いながら、持続可能な公共施設マネジメントの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの今後を見据えた財源の確保についてお答えいたします。

まず、財政指標である経常収支比率の現状であります。地方公共団体の財政の弾力性を示す経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税、普通交付税などの経常的に収入される一般財源に占める割合を示す指標であり、この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを示すものであります。

当町の令和6年度決算における経常収支比率は79.9%、5年度は82.2%であり、前年度から2.3ポイント改善している状況であります。

また、先ほどお話がありました。県内市町村平均の88.7%、町村平均の82.3%、また、さっき近隣の市では90%以上というお話がありましたけれども、これを大きく下回っておりまして、当町の財政状況は比較的弾力性が高く、昨今の物価高騰や人件費引上げ、社会保障費の増加等の社会情勢の変化にも柔軟に対応できる状態であると考えております。

続いて、財政力指数についてであります。財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の平均値で算出されます。数値が高いほど財源に余裕があることを意味しており、1.0を上回ると普通交付税の不交付団体ということになります。

当町の令和6年度決算における財政力指数は0.63、5年度は0.62であり、前年度から0.01ポイント上昇しております。県内市町村の平均が0.38、町村平均が0.32であり、県内77市町村中6番目、町村の中では軽井沢に次ぐ2番目となっております。

続いて、財政健全化法に基づく健全化判断比率の現状についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月に全面施行され、この法律に基づき、財政の健全化を客観的に表す指標について、監査委員の審査及び議会への報告と公表が義務づけられております。

指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの財政指標が健全化判断比率として定められており、これに下水道事業の公営企業会計に係る資金不足比率を加えた五つの指標について公表しております。

令和6年度決算に基づく監査委員の審査については、算定資料に基づき8月に実施され、9月議会において令和6年度決算財政健全化判断比率に関する意見書のとおり、監査委員から全ての指標について、国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な財

政状況にあることが報告されております。

また、これらの健全化判断比率は、広報10月号において令和6年度の決算状況と併せて公表しているところであります。

次に、限られた財源の中での事業の優先順位や見直しについてのご質問ですが、総務省が毎年公表している地方財政の状況（令和7年版地方財政白書）では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について、人口減少や担い手不足による日常生活の持続可能性の低下などの様々な課題解決のため、地方創生、物価高対策、防災・減災、国土強靱化、公共施設等の適正管理、自治体DX・地域社会DXの推進等が挙げられております。

このうち、公共施設の適正管理の推進については、町では第6次長期総合計画において、持続的な行財政の実現に向け、公共施設等の適正な管理を推進するとともに、施設機能の複合化や既存施設の有効活用によりコスト削減を図り、持続的な行政サービスの確保に努めていることとしております。

先ほど申し上げました、今後予定されている公共施設の更新・改修に加え、道路や橋梁等、インフラ整備に係る投資的経費は多額の予算を要することから、限られた財源の中で計画的に実施する必要があります。そのためには、一般財源のみならず、補助金等の特定財源の確保が重要となってまいります。

財源の確保策として、国・県の補助事業や交付税措置のある有利な起債の活用にも努めるとともに、町税等が上振れした際には、保健福祉等複合施設整備基金などの特定目的基金への積立てを行ってまいりました。一方で歳出については、全ての事務事業について点検・精査を行い、徹底した経費の節減を図っております。

事業の優先度につきましては、第6次長期総合計画に基づく基本施策を具体的に実施するため、3か年を範囲とする事業計画や所要事業費を取りまとめた実施計画を毎年度策定し、この実施計画を指針として事業を進めております。

町では、限られた財源の中で、人口減少等による社会変容や価値観の変化といった時代のニーズを踏まえた行政需要に的確に対応しつつ、効率的な事業の実施による経費削減や既存事業の見直しを進める中で、健全化判断比率等の財政指標を注視しながら、今後も引き続き健全な財政運営に努め、well beingの実現に向けて取り組んでまいります。

10番（柵津さん） ご答弁いただきました。議会は、町の財政運営に関する重要な決定権を持つ機関です。将来に責任を持つ視点でチェックし続けることが、議会に課せられた最も重要な役割です。10年後、20年後の子どもたちに、なぜこんなものを造ったのかと問われることのないよう、将来に誇れる判断を積み重ねていく。それが議員として最も大切な使命であり、私自身、その責任を強く自覚して臨んでいきます。

次に、2. 生涯を通じた口腔健康づくりについて。

11月15日に開催された「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2025」において、元NHK「ためしてガッテン」の演出担当デスクであった北折 一さんの講演を拝聴しました。講演では、ユーモアを交えながらも口腔の健康が全身の健康に直結するという、非常に示唆に富む内容で紹介されていました。

例えば、北折さんが提示した数字では、2020年の新型コロナによる死者が9,110人だった一方、口腔内の細菌が原因となる誤嚥性肺炎では、同年4万354人に上ります。さらに、歯が10本未満の人は要介護となるリスクが15.6倍、20本未満の人は転倒リスクが2.5倍に高まるなど、口腔ケアの重要性を示す根拠が数多く挙げられました。

「転ばぬ先の杖は歯医者さんである」という印象的な言葉があり、会場からは笑いと共感が何度も起きる、学びの多い講演でありました。

こうした話を伺い、私が強く危惧したのは、坂城町では健康増進事業として歯周疾患検診を実施しているにもかかわらず、一般的な健診と比べて受診率が伸び悩んでいる現状です。町民の健康寿命を延ばし、介護予防を進めるためにも、口腔の健康は極めて重要であり、受診率向上は、町として取り組むべき大きな課題であると考えています。

そこで、イ. 町民の歯周疾患検診受診率の推移と今後の取り組みについて。

口腔の健康は、全身の健康と密接に関連しており、歯周疾患検診の重要性を改めて整理する上で以下の4点について伺います。

1点目として、過去5年間の町民の歯周疾患検診受診率の推移と年代別の特徴について伺います。

2点目として、歯周疾患の早期発見・早期治療による効果や検診による健康面・生活面のメリットをどのように捉えているのか伺います。

3点目として、歯や口腔の健康状態が原因で発症・悪化する主な疾患や体調不良にはどのようなものがあるのか伺います。

4点目として、受診率を向上させるために、町としてどのような取組が必要と考えているのか伺います。

以上、イについてご見解を伺います。

保健センター所長（川島君） 生涯を通じた口腔健康づくりについて、イ. 町民の歯周疾患検診受診率の推移と今後の取り組みについてのご質問に順次お答えいたします。

歯周疾患、いわゆる歯周病は、口の中にいる細菌により、歯を支える骨や歯茎などの歯周組織が壊されていき、進行すると歯を失う大きな原因となる病気であり、成人期の有病者率が高いことや、全身疾患、生活習慣との関係が指摘されていることから、歯周病対策をより一層推進していくことが重要であります。

このため、生涯を通じて、歯・口腔の健康を保つために、歯周疾患検診を通じて、歯・口腔

の検査や歯科保健指導等を行い、日常的に受診者自らが歯周病の予防に努めることが求められております。

町では、歯周疾患検診について40歳以上の節目年齢を対象としておりましたが、昨年度から対象者を拡大し、20歳から70歳までの10歳ごとの節目年齢になる方に対して検診の自己負担額を一部助成するとともに、妊婦の方を対象に検診の自己負担額を無料として検診を実施しております。

ご質問の過去5年間の歯周疾患検診受診率の推移と年代別の特徴についてお答えいたします。

まず、節目年齢になられる方の検診受診率の推移につきましては、令和2年度は14.1%、3年度15.9%、4年度13.7%、5年度14.8%、6年度11.5%とほぼ横ばいの状況であります。

受診率の年代別の特徴としましては、70歳の方の受診率が20%程度と一番高く、次に高いのが60歳の方で15%程度、50歳以下の方は11%以下となっており、高齢の方ほど受診率が高く、また、女性の受診率が男性の2倍程度高い状況であります。

また、妊婦の検診受診率につきましては、2年度は33.3%、3年度35.1%、4年度27.9%、5年度35.6%、6年度32.7%となっております。

続きまして、歯周疾患の早期発見・早期治療による効果や検診による健康面・生活面のメリットについてのご質問にお答えいたします。

口腔内の細菌は、歯磨きが不十分であったり、甘い飲物や食べ物の摂取が多いと、粘りのある物質を作り出し、歯垢となって歯周ポケットと呼ばれる歯と歯茎の溝に潜むことや、歯を支える組織を破壊して炎症を繰り返し、この細菌が歯周ポケットから全身に入り込み炎症を起こすことによって、様々な病気を引き起こしたり、悪化させる原因となることが指摘されております。

歯周疾患検診による歯周病の早期発見・早期治療は、歯周病の進行を防ぐだけでなく、細菌が全身に入り込むことによる全身の様々な病気のリスクを下げることにつながり、また、かむ機能を保つことにより日常生活に欠かせない食事を取ることへの不安が減ることにもつながるものと考えております。

次に、歯や口腔の健康状態が原因で発症・悪化する主な疾患や体調不良についてですが、歯周病は歯や歯茎の炎症だけでなく、疲労感や肩凝り、頭痛といった慢性的な体調不良や、口腔内の悪化・痛みによるストレスが自律神経に影響し、睡眠の質の低下を引き起こしたり、歯を失うことでかむ機能が低下し、食事量が減り栄養不足にもなりやすくなります。

さらに、歯周病による全身に関係する疾患としては、細菌が血管に入り込み炎症を起こすことにより、血管を狭くしたり塞いでしまうため、狭心症や心筋梗塞、脳梗塞を発症することや、血糖値を下げるインスリンの働きを悪くするため、糖尿病を悪化させることも確認されてきて

おります。

また、妊娠中はエストロゲンという女性ホルモンが増加し、歯周病に関係する細菌の増殖を引き起こすため、早産や低体重児出産にも関係していると言われております。

この他にも、口腔機能の衰えてくる高齢者は、誤嚥性肺炎の発症を起こしやすくなることや、口腔内の細菌には関節炎や糸球体腎炎といった病気の原因となるものも多く存在することがわかってきております。

次に、受診率を向上させるための取組につきましては、歯周疾患検診の周知について、対象となる方全員に受診を案内する通知を個別に送付し、あわせて「広報さかき」への掲載や防災行政無線等により広く周知を図っているところであります。

国民のおよそ2人に1人が歯周病に罹患していると言われており、町の歯周疾患検診結果から、受診者の5人のうち3人に歯周病の状態が確認されておりますが、受診の必要性を感じないといった理由から検診を受診しない方も多いとされております。

町では、歯周病は誰もがなり得る身近な病気であることや、全身の様々な病気に関係していることから、予防する必要性を感じていただくことが重要であると考えており、乳幼児健診や各種の健康教室・講座など様々な場面において、理解しやすい資料を作成して、周知・啓発を図ってまいります。

歯・口腔の健康を保つためには、町が実施する歯周疾患検診に限らず、定期的に歯科医療機関において検査を受けていただくことが重要であり、町民の皆さんが生涯を通じて自分の歯を守れるよう、引き続き歯周病予防対策を推進してまいりたいと考えております。

10番（柘津さん） ご答弁いただきました。先日、テレビで熊本県の小児科の先生がお話されていましたが、医師の間では風邪予防の新定番として、1日4回の歯磨きを習慣にするということが広がりつつあり、実際に風邪の発症率が10分の1まで減ったという報告があるそうです。このことからわかるように、口腔の健康は歯だけの問題ではなく、全身の健康や生活の質、さらにはインフルエンザなど感染症の予防にも深く関わっています。町民の健康寿命を延ばし、介護予防を進めていくためにも、歯周疾患検診の受診率向上と、日頃の口腔管理の重要性を広く伝えていくことが欠かせないと改めて感じています。

次に、3. 町民とつながるデジタル発信について。

本町の情報発信は、広報誌・ホームページ・防災無線を中心に行われていますが、町民の皆さんが外出中でも必要な情報を受け取れる仕組みが求められています。スマートフォンの普及が進む中で、自治体の情報発信の在り方は大きく変わりつつあり、住民が日常的に利用する媒体へ確実に届ける体制づくりが不可欠です。

近隣市町村や長野県では、公式LINEや専用アプリを活用した情報発信の整備が進んでいます。災害時の即時通知、ごみ出しや子育て情報、申請案内などの一元化によって、住民サー

ビスの向上や行政の業務効率化に大きな効果を上げているとお聞きします。本町としても、町民への確実な情報提供を行い、行政の負担軽減にもつながるため、こうした仕組みの活用を積極的に検討すべきと考えています。

デジタルツールの導入には、次の利点があります。第1に、必要な情報を確実に、そして災害時には即時に届けられること。第2に、生活情報や町の手続が一つにまとまり、町民の利便性が大きく向上すること。第3に、問合せや紙の削減につながり、行政の業務負担が軽くなることの3点です。

さらに、本県には既に多様なアプリが用意されています。犯罪・不審者情報や事故情報をリアルタイムに届け、防犯に役立つ機能を通じて県民の防犯意識を高め、安全で安心な長野県づくりを目指す長野県警察公式防犯アプリ「ライポリス」、災害に備え、防災を学び、適時適切な避難行動を支援するための県公式の「信州防災アプリ」、県内のバス・鉄道等の交通案内や観光情報をまるごと提供する県公式の「信州ナビ」、全国1,022自治体が導入中である各自治体の広報誌やニュースが閲覧できるアプリ「マチイロ」など、有益なアプリは多数ありますが、必ずしも浸透しているとは言えません。町民が必要な情報にスムーズにたどり着ける仕組みを整備することが、今後の行政に大きな役割になると考えます。

そこで、イ. 町の情報発信の現状と今後について。

近年、生活に関わる情報量は増え続けています。町民の皆さんが必要な情報を確実に、そして速やかにアクセスできる環境を整えることは、行政の大きな役割の一つです。こうした視点から、本町の情報発信の現状と今後について、以下の2点について伺います。

1点目として、現在町が行っている情報発信手段の現状をどのように評価しているのか伺います。あわせて、町として課題と感じている点についてお示してください。

2点目として、これらの課題を踏まえ、既存の手段に加えた新たなデジタルツールの導入を検討しているのか伺います。

以上、イについてご見解を伺います。

企画政策課長（長崎さん） 町民とつながるデジタル発信について、イ. 町の情報発信の現状と今後についてのご質問に順次お答えいたします。

現代社会におきまして、各種の情報は必要不可欠なものとなっており、行政から地域住民の皆様への情報提供も、その重要性がますます増加しております。

このような状況を踏まえまして、町からの情報発信の手段やあり方について、日々検討を行い、可能な限り町民の皆様が必要とされる情報を、わかりやすく様々な手段を用いてお伝えするよう努めているところでございます。

初めに、現状の情報発信手段の評価、課題のご質問ではありますが、町の最上位計画である第6次長期総合計画におきましては、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、誰もが

必要な情報を確実に受け取れるコミュニケーションを行う社会の実現に向けて、様々な媒体が連携し、確実な情報伝達を図るため、トータルメディアコミュニケーションの取組を進めていくこととし、これまでその推進を図ってきたところであります。

この方針に基づき、当町では、「広報さかき」を筆頭に、町ホームページ、登録制のメール配信「すぐメール」のほか、防災行政無線による戸別受信機、SNSのX、また、防災Webなど多種・多様な媒体を活用した情報発信を行っております。

特に同報系防災行政無線につきましては、平成30年の運用開始から8年目を迎え、平時は定時のお知らせ、緊急時は即時放送により、町からの緊急放送に加え、国の省庁から配信された国民保護情報及び緊急地震速報・地震情報・気象情報などを屋外拡声子局設備及び戸別受信機のほか、防災WebやSNSのXと連携して、緊急同時通報が可能となっており、その即時性と多重化された仕組みは、町民の皆様の生命・財産を守る上で非常に重要な位置づけとなっております。

また、活用方法についても、それぞれ使い道をすみ分けた対応としており、「広報さかき」では発行する月ごとのお知らせや情報を、町ホームページはごみの分別方法から各種制度や計画など、多岐にわたる情報を膨大な情報の中から利用者側がいつでも検索、閲覧できる利点のほか、紙媒体では難しい即時性や広域性を活かし、「広報さかき」に掲載された詳細情報をホームページでご覧いただくなど、その特性を活かしております。

また、現在進めております町ホームページのリニューアルにつきましては、多言語化や検索メニューの充実、音声検索への対応、視覚に障がいがある方向けには読み上げ機能など、必要とする情報に素早くアクセスでき、見やすくわかりやすいホームページを構築する予定でございます。

そうした中で、情報発信手段の課題といたしまして、情報取得に対する格差をできる限り少なくするとともに、全ての町民の皆様が情報を取得できる環境づくりにあると考えております。

現在、「広報さかき」は、自治区のご協力をいただく中で、町民の皆様にご覧いただけるよう配布しており、同報系防災行政無線に関しましては、全ての世帯を対象に戸別受信機の無償貸与を実施しているほか、聴覚に障がいのある方には文字情報で内容がわかる戸別受信機も配布し、町民の皆様が受動的に情報を取得できるよう対応しております。

これに対し、ホームページやXは、町民の皆様や、その情報を必要とする方がスマートフォンやパソコンを用いて能動的に情報取得をするもので、町としては、それぞれの媒体が持つ特徴やメリットを活かしつつ、行政情報や生活情報などを複数の手段で町民の皆様へ伝える、情報伝達手段の多重化を図っているところであります。

しかしながら、現状では外国籍の町民の方々への対応として、全ての媒体が多言語化に対応しているわけではないことや、一方的な情報伝達だけでなく、利用者側からのプッシュ型の情

報伝達など、双方向性などの課題もあり、今後も改善の余地があるものと考えております。

次に、新たなデジタルツールの導入の考えについてのご質問であります。ただいま申し上げましたように、町ホームページのリニューアルなど、現在提供する既存の情報伝達手段の機能性を定期的に検証する中で、さらにブラッシュアップし、より町民の皆様に必要な情報が伝わりやすく、情報取得に対する格差をなくしていく取組を引き続き行っていく必要があるものと考えているところでございます。

その一方で、現代社会におきましては、若者から高齢者に至るまで日常生活の中でスマートフォンやタブレット端末を使って、タッチパネルによる直感的な操作方法が可能であることから、様々な情報やソーシャルメディア、配信コンテンツに触れる機会が圧倒的に多くなってきており、今や国民の多くが所有しているスマートフォンやタブレット端末での利用に特化した形の情報提供ツールの活用も今後必要になるものと考えているところでございます。

こうした背景を受けて、町では、町民の皆様は町からの情報を一元的にお届けし、様々な町のサービスやアプリの入り口を集約した一つのフロントアプリとなる「自治体統合アプリ」の導入を計画しており、来年3月の運用開始を目指しているところであります。

導入するシステムの検討にあたりましては、ご質問にもございました公式LINEを含め、各社のシステムを比較し、機能やデザイン、拡張性等を検討する中で、今回導入するシステムを決定したところでございます。

お使いいただく町民の皆様が愛着を持ちながら長年にわたり継続的にご利用いただけるようなアプリとして、デザインも含めて構築してまいりたいと考えております。

このアプリの主な機能といたしましては、冒頭申し上げました町や公共機関が提供する様々なサービスやアプリの入り口を集約し、このアプリ内から手軽にアクセスしていただけるほか、町からの防災情報や様々なお知らせを、アプリを通じて一元的に受け取ることができるものでございます。

さらには、ご利用者の年代や興味・関心事のカテゴリーをご登録いただいた場合には、その属性情報にひもついた情報を優先的に受け取ることができるため、個人にとって必要としている情報がその他の多くの情報に埋もれてしまうことを防ぎ、ターゲットとするユーザーにピンポイントで情報が伝えられることを期待しているところでございます。

また、カレンダー機能では、お住まいの地区ごとのごみの収集日や町のイベントなど公的なスケジュールが確認できるほか、ご自身やご家族といったプライベートなスケジュールも併せて管理することができるなど、一つのアプリに様々な機能を集約しており、お使いいただく方のライフステージに応じて必要な機能を選択していただける形としているところでございます。

このように、今回構築いたしますアプリにつきましては、多彩な機能を有しており、このアプリを通じて、人と様々なサービスや情報がつながることを目指し、「さかきコネクト」と命

名したところでございます。

アプリは、どなたでも無料でお使いいただくことができますので、運用を開始した際には、ぜひご活用いただきたいと考えております。

住民の生命・財産を守り、全ての住民が公平に利益を享受するためには、行政からの情報の伝え方が大変重要であると考えております。

町といたしましては、日々情報が進歩する中では、新たな手段も取り入れながら、そのときそのときの最善の方法を常に考え、より効果的な伝達手段を模索してまいりたいと考えているところでございます。

10番（柗津さん） ご答弁いただきました。1点、再質問というか確認をお願いします。

先ほど、新たなデジタルツールを導入するということでしたが、先ほど私が言った県公式アプリなど既存のデジタルツールとの連携について、どのように考えているのでしょうか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

国や県、さらには各種公的機関が提供しております公式アプリやサービスは、町民の皆様にとって有用な情報源である一方で、操作がわかりにくかったり、十分に周知されていなかったりするなど、必ずしも利用が広がっていない状況があるものと考えております。

こうした国や県のアプリにつきましては、町といたしましても、町ホームページや広報誌を通じて随時ご紹介し、利用促進に努めてきているところでございます。

現在構築を進めております自治体統合アプリにおきましても、技術的にはこれら外部サービスとの連携が可能ではございますが、一方で、過度に多くの情報を取り込むことで使い勝手が損なわれてしまう懸念もございます。このため、連携させる情報の内容や範囲につきましては、利便性の確保という観点などを含めて検討してまいりたいと考えております。

10番（柗津さん） ご答弁いただきました。新たなデジタルツールの導入には大きな期待を寄せています。これにより、町民の皆さんは必要な情報を瞬時に受け取ることができ、生活の利便性が格段に向上します。今後、デジタル化やシステムの一元化がさらに進むことで、町民サービスの向上とともに、職員の働き方も改善されることを期待しています。

まとめますと、今回の一般質問を通して強く感じたのは、未来の財政を守るのは、今を生きる私たちの選択と行動であるということです。人口減少や施設の更新、医療費の増加など、これから直面する課題は決して少なくありません。

現時点で財政が危機にあるわけではありませんが、将来への責任を果たすためには、行政・議会・地域が同じ目線で状況を共有し、計画的に備えを進めていくことが欠かせません。

その中でも、将来の安定した財政基盤をつくる上で鍵となるのが、税収の確保です。いわゆる稼ぐまちづくりは、選択肢ではなく、地域が生き残るための戦略です。

ふるさと納税や企業版ふるさと納税は、地域の魅力や自治体の姿勢が問われる取組であり、

磨き上げて、発信することで、自主財源を安定的に積み上げることができます。

一方で、医療費をどう抑えていくかという視点も欠かせません。予防は最大の投資と言われています。

熊本市では、大腸がんについて早期発見なら90%以上が治ると示し、令和7年度には55歳から59歳の先着1千名を対象に、無料で全大腸内視鏡検査を実施しました。一時的には費用がかかりますが、将来の医療費を減らすために今の段階で予防に踏み込むという判断です。自治体がこうした投資の必要性を受け止め、思い切って行動すれば、健康づくりは財政負担を軽くできる。その象徴的な事例だと考えます。

また、基金の積み増しも将来を守る大きな柱です。基金は単なる貯金ではなく、町の将来を支える盾であり、必要なときに戦略的に使うための力です。計画的な積立てと明確なルールが長期的な財政運営の安定につながります。

さらに、地域の安心を守る取組として、デジタルの活用が有効です。最近熊被害が全国的に深刻化し、安全の確保は喫緊の課題です。先ほど紹介したライポリスには、熊よけの鈴の音、防犯ブザー機能、危険エリア通知など、住民の安心を支える機能が備わっています。

こうしたデジタル活用は、大きな投資を必要とせず、効果的に地域の安全を高められる取組であり、これからの自治体運営に欠かせない視点です。

行政だけでは何も変わりません。議会も地域も当事者として同じテーブルにつき、対話し、考え、行動する。その積み重ねが坂城町の未来を確実に前へ進める力になります。未来の子どもたちに、この町でよかったと思ってもらえるために、今こそ私たちが覚悟を持ち、力を合わせて前に進むときだと考えています。その決意をもって質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史議員の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

水田の維持管理と今後の対応について、隣保館について、町内の遺跡の出土品について、必要な支援を必要な人にの4項目について質問をします。

最初の質問です。

1. 水田の維持管理と今後の対応について

イ. 水田の維持管理の現状は、ロ. 今後の対応についての二つを伺います。

イ. 水田の維持管理の現状はについて、1として一つ伺います。

1、耕作者の高齢化と後継者の確保が難しいことで、あぜの管理や耕作されていない水田が

見受けられる現状をどう捉えているか。

米の価格が高値で推移しています。米だけが値上がりするわけではなく、加工品も影響を受けていますので、消費者は大変な思いをしています。

さらに、首相交代で政府の米政策が増産から減産へと変わっていくなど、生産者にとっても先の見えない状況が続いています。このような状況では、後継者もできず、水田所有者もご自身の体が続くまではとお話をされていますけれども、それにも限界はあります。

もう既に、歯が抜けるように管理のできていない水田が目立っており、管理がされている隣り合う水田にも、さらには人間関係にも悪い影響が出ているともお聞きします。このような現状を、町はどのように捉えているのでしょうか。

二つ目の質問です。

ロ. 今後の対応について、1、2の二つ伺います。

1、解決策として集落営農組織による対応が考えられるが、どう考えるかとして伺います。

耕作者の皆さんに現状についてお聞きする中で、個人での維持管理には限界がある。集落営農のように何人かが協力し合うことが必要だとのことをご意見を伺いました。集落営農については、全国を見ても既に多くの事例があり、営農と農地の維持管理の問題を解決しているようです。

ただ、よい点ばかりではないとも報告はあります。町は、集落営農についてはどのように考えますか。

二つ目として、2、水田を大区画化することについての考えはとして伺います。

集落営農の実例の中で、小さな飛び地のような水田よりも効率よく作業できる大区画化の水田に集積しているものがあります。町内でも多くの水田の委託管理を受けて耕作する皆さんの立場から考えると、所有者さんが協力して、水田をまとめる大区画化も維持していくための方法の一つとも思います。このことについて、町の考えはどうでしょうか。

以上、1. 水田の維持管理と今後の対応について、答弁ください。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから1番目の質問としまして、水田の維持管理と今後の対応について、イ、ロのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、初めのイですが、水田の維持管理の現状についてのご質問であります。現在町内には耕作されなくなってしまった水田や、畦畔、これはあぜですね。の草刈りなど、適正な維持管理がされていない水田が見受けられるところでもあります。

その背景には、農業従事者の高齢化と後継者不足などにより、農業人口が減少していることに加え、米作りには、田植機やコンバインなど高価な農機具が必要であり、維持や更新をするための費用が負担となり、耕作を断念した水田も一定程度あるものと認識しているところでもあります。

また、第三者に営農を委託しようとした場合でも、いわゆる担い手と呼ばれる中核的農家が

不足しており、担い手側も全てを引き受けるだけの余力がないという現状もあり、今後、適正な維持管理がされない農地や耕作放棄地の拡大が懸念されているところであります。

続いて、口の今後の対応についてのご質問ですが、集落営農組織とは、一つの集落の中に存在する農地を集落全体で守ることを目的として、農業生産の一部または全部を共同で行う組織であります。

この集落営農組織は、共同で農業生産を行うため、農機具の共同利用によるコスト削減が図られる点や、構成員それぞれの体力や知識・経験に見合った作業の分業化を行うことによって、負担軽減や作業の効率化が見込まれ、耕作放棄地の解消にもつながるものと考えるところであります。

しかしながら、集落営農組織を立ち上げるためには、事前に集落全体での十分な話し合いによって合意形成を進めていくことや、各構成員の位置づけ、役割、組織の将来展望等を明確にすることが重要となってまいります。

また、組織の設立後も運営にあたっては、特定の方に負担が偏らないように配慮しなければならないことや、組織の新陳代謝を意識して新たな構成員を確保していくことが必要になるなど、携わる方全員が共通の認識の下、取り組んでいく必要があります。

そうした要件を踏まえる中で、地域において集落営農組織による農業経営の機運が高まった際には、他市町村における先進事例の紹介や、集落営農組織設立に伴う諸手続に係る支援等について積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、続きまして、水田の大区画化についてお答えします。

農業の生産性を高める手法の一つとして、隣り合う小規模な農地を複数集めて、一つの大きな農地に大区画化することにより、農作業の連続性が高められ、生産コストや手間の削減が図られる農地の大区画化が挙げられます。

しかしながら、水田の大区画化を行う場合には、既存の境界の役割を果たすあぜを取り払う必要があるため、地権者の合意が大変重要となりますので、まずは、農地所有者の皆さんが事業への理解を深めていくことが大事であると考えております。

今後、各地域において、大区画化に向けて町への相談がありましたら、手続など必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、現在、国では、令和9年度からの新たな水田政策について、検討が進められております。町におきましても、こうした状況を注視する中で、今後の坂城町における水田や米に対する施策について検討してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） ご答弁いただきました。米は、米騒動となるほど、私たちの食に欠かせないものであることは言うまでもありません。水田を維持していくために、関係者が知恵を絞り協力していくことが、今後さらに緊急性を持ってきます。町にも最新情報の提供、手続など、町内

の水田の維持のために力を尽くしてほしいとお願いいたします。

次の質問に入ります。

2. 隣保館について伺います。

イ. 利用状況と今後の改築予定はとして、1. 直近3年間の利用状況は。2. 耐震改修の予定は。3. エレベーター設置の考えはの三つ伺います。

1. 直近3年間の利用状況は。

町内全域から多くの利用者がある施設です。1階と2階の利用状況はどうでしょうか。

2. 耐震改修の予定は。

1977年建築の2階建てということで、町施設とすればかなり古い施設です。

3. エレベーター設置の考えは。

利用者の高齢化やバリアフリー化のため、耐震補強工事に合わせて設置の考えはありますでしょうか。

以上、2. 隣保館について、ご答弁をいただきたいと思います。

企画政策課長（長崎さん） 2. 隣保館について、イ. 利用状況と今後の改築予定のご質問にお答えいたします。

坂城町隣保館は、同和対策事業特別措置法の施行により、住民の生活改善及び向上を図るための各種事業を行うことを目的として、昭和52年に建設されました。

現在、隣保館では、福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティの場としての利用や人権課題の解決のための各種相談事業などを行っております。

公民館の（同日、「隣保館への」に発言訂正あり）貸し館業務といたしましては、1階に教養娯楽室、小会議室など3部屋が、2階には大会議室が1部屋あり、使用者からの申請に基づきご利用いただいております。

隣保館を毎月ご利用いただいている団体には、絵手紙、オカリナ、短歌、社交ダンス、フォークダンス、スマイルボウリング、コーラスなどがございます。

使用される部屋につきましては、少人数の会議、学習会や創作活動などは1階の部屋を、また、大人数のサークル活動や軽スポーツなどは2階の大会議室をご利用いただいております。

ご質問の直近3年の利用状況であります。令和4年度は全体で416回、4,473名の利用で、1階の利用は146回、1,148名、2階の大会議室は270回、3,325名の利用がございました。

5年度では、全体で476回、5,089人の利用で、1階は191回、1,382名、2階は285回、3,707名の利用がございました。

6年度は、全体で437回、5,114名で、1階は168回、1,354名、2階は269回、3,760名でございます。

次に、耐震改修の予定でございますが、町では、公共施設の総合的な管理を推進するための基本方針として、令和3年度に、今後の施設の改修等の実施時期等を定めた坂城町公共施設個別施設計画を策定しております。また、毎年、3年間の実施計画を策定し、より具体的な計画を立てております。

隣保館は、昭和52年に竣工しており、昭和56年に改正された新耐震基準で建築された建物ではないことを考慮し、坂城町公共施設個別施設計画の中で、令和9年度に耐震予備診断、10年度に耐震診断を行い、その結果を受けて、その後耐震改修の実施設計を行うことを計画しております。

続きまして、エレベーターの設置についてであります。まずは、隣保館の耐震診断を行い、その結果を踏まえ、今後の施設の在り方について検討を行う中で、必要の有無を含めて研究してまいりたいと考えております。

すみません、先ほどの答弁で、隣保館の貸し館業務というところを公民館と言ってしまったということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

8番（玉川君） ご答弁をいただきました。一つ確認というか、お聞きをしたいんですけど、個別施設計画で令和10年に耐震診断、そして12年には耐震工事等となっております。5年後の工事というのはちょっと遅いのではないかと思うんですが、これについて前倒しということは可能でしょうか。答弁をお願いします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

耐震診断の時期を前倒しできないかということでございますけれども、町の公共施設の総合的な管理につきましては、先ほども公共施設個別施設計画や今後3年間の実施計画の中で各種事業方針を計画して、実施しているところでございます。

ハード面の施設の改修や修繕などにつきましても、各課で予定しております事業が集中しないよう、優先順位を決めて計画を作成しておりますので、町全体の状況を見る中で検討してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 年間5千人以上の方がご利用されているということなので、利用者の安心・安全のために、早めの対策を要望します。

次の質問に移ります。

3. 町内の遺跡の出土品について

イ. 文化財センターに展示している出土品について、ロ. 青木下遺跡についてとして、二つ伺います。

一つ目の質問、イ. 文化財センターに展示している出土品について、1と2を伺います。

1、展示室の過去5年の見学者の数は。

文化財センターの展示室は、青木下遺跡を中央に見やすく展示されていて、ぜひ多くの皆さま

んに見ていただきたいものです。どれくらいの見学者が訪れているのでしょうか。

2、展示場所を新設したり、文化財センターの休館日を、鉄の展示館やふるさと歴史館などと統一して、いつでも見学できるようにできないでしょうか。

せっかく近くにある施設なので、見学者の皆さんが一日で見学できるように調整してはどうでしょうか。

ロ、青木下遺跡について、1と2を伺います。

1、集客効果はもちろんです。町民が坂城町を誇りに思うことができるこの遺跡、これをどのように扱っていくのか。平成8年（1996年）に発掘調査をされ、当時、新発見の環状祭祀以降の大発見として新聞全国紙で報道されたり、文化庁主催の「発掘されたされた日本列島展’98年」で出土土器が全国7か所で巡回展示されたと資料にあります。

これだけ注目された国内唯一のこの遺跡は、30年たっても色あせてはいないし、もっと町の宝として押し出すべきだと考えますが、今後の扱いについて伺います。

2、文化財指定の考えはどうでしょうか。

先ほども言いましたけれども、この遺跡の価値は発掘当初から指摘されていたようです。30年間静かに保管されていただけなのではないでしょうか。まずは町の文化財指定をして、県・国による再評価を受けることができれば、さらに価値を高めることもできるのではないのでしょうか。

以上、3、町内の遺跡の出土品について答弁ください。

教育文化課長（細田さん） 3、町内の遺跡の出土品について、イ、ロのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ、文化財センターに展示している出土品についてであります。文化財センターでは、青木下遺跡の出土品をメインに、考古資料を展示するための展示室を設け無料で公開しております。

メインとなっている青木下遺跡は、A01号線の鼠橋通り南側に位置し、平成4年度及び平成8年度から9年度にかけて行った発掘調査により、多量の土器類をはじめとするおびただしい遺物が円形状に出土し、全国的にも珍しい環状祭祀遺跡として注目を集めた遺跡であります。

展示室では、神や先祖をまつる儀式を行ったとされる青木下遺跡の環状祭祀の様子を再現しており、中心に大がめを据え付け、その周囲をかめや壺のほか様々な形状の器などを円形に配列し、その周囲をぐるっと一周して見学することで、千年以上前の祭祀の様子を容易に想像することができるようになっております。

また、他の土器や石器等につきましても展示し、ガラスケースに入れるのではなく、極限まで近づいて観察できるような工夫も行っております。

ご質問の展示室の過去5年の見学者数につきましては、令和2年度は129名、3年度は102名、4年度は122名、5年度は145名、6年度は118名で、おおむね100名か

ら140名で推移しております。なお、今年度は11月末時点で138名であります。

次に、展示場所を新設したり展示室をいつでも見学できるようにはできないかのご質問ですが、文化財センターにつきましては、平成18年度末に、中之条から現在の倉庫や部屋など広いスペースがあるB1プラザさかき内に移転し、今の展示室が設けられました。

展示室の公開時間は、平日の午前9時から午後5時までで、休日となる土日祝日等につきましては、団体等で事前に申込みがあった場合について、その都度対応しているところであります。

団体での見学の希望の際は、町教育委員会のさかきふれあい大学出前講座において「坂城の遺跡について」としてメニューの一つとしておりますので、ご活用いただけたらと思います。

ご質問の展示室の新設や公開時間ではありますが、現状において良好に展示がされており、学芸員が常駐し、いつでも見学者の質問等に答えられること、休日等は個別に対応していること等を踏まえ、当面は現状どおりの展示を継続していきたいと考えているところであります。

続きまして、ロ. 青木下遺跡についてのご質問にお答えいたします。

青木下遺跡は、先ほども申しましたとおり、多量の土器類をはじめとする遺物が円形状に出土し、全国的にも珍しい環状祭祀遺跡であり、出土した土器などの遺物は、古墳時代の後半頃のものと考えられ、その地において100年以上にわたって断続的に祭祀が行われていたことも確認できることから、本遺跡内で祭祀の形態が時代により移り変わっていく様子を推測することができるものであります。

青木下遺跡を今後どのように扱っていくのかのご質問ですが、発掘調査終了後30年近く経過した現在においても、国内で同様な遺跡は発見されておらず、古墳時代後期の祭祀を考える上では大変重要な遺跡として、関係者の注目を集めています。

しかしながら、青木下遺跡の現状としましては、大型店舗が建設され、遺跡があったことはわからない状況となっておりますので、町では、店舗角の町道敷地内に標柱を設置し、周知を行っているところであります。

あわせて、令和6年度に整備されたデジタルマップにおきまして、写真つきの説明文を配し、出土品につきましても文化財センターで展示している旨を表記いたしましたので、スマートフォンなどから簡単に情報や地図上の位置を確認できるようになっております。

また、発掘調査の内容等につきましては報告書にまとめられており、出土品につきましては、主要なものは文化財センターの展示室で展示し、残りのものにつきましても文化財センターにおいて保管し、研究者や学生さんから要望がある場合は、その都度閲覧の対応を行っているところであり、今後も貴重な文化財として、町において大切に保護してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、文化財指定のご質問ではありますが、青木下遺跡の発掘調査は、埋蔵文化財の記録保

存のために行われたものであり、現在は遺構が破壊されていることから、青木下遺跡の文化財指定は適当ではないと考えております。

また、発掘調査が行われた青木下遺跡の周辺につきましては、いまだ調査がされておらず現地に埋まったままの遺物等もあるのではと考えるところではありますが、こちらにつきましては周辺の埋蔵文化財包蔵地として、町の遺跡地図に掲載されていることから、この遺跡の範囲内で掘削を伴う開発を行う場合には、文化財保護法により届出が必要とされ、遺跡等が発見された際は、発掘調査を行い報告書を作成することで、記録として保存されることとなります。

そのほか、青木下遺跡から出土した土器などの遺物につきましても、町において大切に保管されていることから、青木下遺跡周辺や出土品につきましては、適正に保護されており、現時点においては、文化財指定に関する特段の措置を取る必要はないものと考えております。

しかしながら、青木下遺跡は、全国的にも珍しい環状祭祀遺跡でありますので、今後におきましても、機会を捉えて積極的にPRに取り組んでまいりたいと考えております。

8番（玉川君） すみません、再質問をお願いしたいんですが、見学者の人数についてですが、この中に学校の見学みたいなものは入っているのかということと、それと文化財指定の流れというのはどういうふうになるのか。それと、指定の審査をする委員さんがいらっしゃると思うんですが、この方々はどのような方々なのか。それについて教えていただきたいと思います。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

まず初めに、人数の中に小学生が入っているのかというご質問でありますけれども、人数の統計を取る際に、年齢による統計のほうは取っておりませんので、具体的な数字を申し上げることはできませんが、今までの状況から見まして、団体で来られる方には、小学校の児童が授業やクラブ活動で見学に来る場合がございますので、小学生も含まれているものと思われます。

続きまして、町の文化財指定の流れでございますけれども、町の文化財指定につきましては、坂城町文化財保護条例に定めておりまして、城跡や住居跡、古墳や遺跡などの史跡につきましては、あらかじめ指定をしようとする史跡の所有者及び借主など、正当な権利を持つ占有者に同意を得た上で、史跡の形状や価値等を記載した詳細な調査書等を作成し、坂城町文化財保護審議会に諮問、答申を受けた上で坂城町教育委員会に諮り、可決後、告示をすることにより指定の効力が発行するものであります。

続きまして、坂城町文化財保護審議会の構成についてでありますけれども、現在の町の文化財保護審議会委員は4名で構成されており、文化財に精通した学識経験者から、町教育委員会の同意を得て委嘱しているものでございます。

8番（玉川君） すみません、その委員の学識経験者というのは、考古学の専門家というような捉え方でよろしいでしょうか。

教育文化課長（細田さん） 再質問のほうにお答えいたします。

文化財保護審議会委員ですけれども、考古学の専門家というよりは文化財に見識の深い方に委嘱しております。

8番（玉川君） 見学者の人数の中で、全部まとめていないという、小学生、大人というのは分かれていないというお話でしたが、今後はですね、特に小学生については、坂城町の歴史の重要な部分でありますので、クラスで授業の中で来ていただくというようなことも必要ではないかと思えます。坂城の歴史を知り、より一層坂城町に誇りを持てるように活用を考えていただきたいと希望します。

議長（中嶋君） 要望でいいですね。

8番（玉川君） そうです、要望です。

議長 了解です。

8番（玉川君） 最後の質問に行きます。

4. 必要な支援を必要な人にとりして、イ. 生活保護について、ロ. 低所得者について、ハ. 独居高齢者について、三つ伺います。

1番目として、イ. 生活保護について、1、2を伺います。

1、坂城町の生活保護の被保護者数は。

2、生活保護制度を周知するために、公共施設にポスターを貼り出せないかとして伺います。

今年の6月27日の最高裁判決では、2013年から2015年の生活扶助費の引下げを違法として、原告が求めた改定取消しを認めました。基準引下げはなかったものとして、改定前に戻すことです。減額された分を遡って補償するということです。

しかし、国は、11月21日、違法とされた13年改定の代わりに保護基準を引き下げて、その差額を追加支給することにしました。さらには、原告と原告以外の受給者を分断するような追加支給策を厚生労働大臣の裁量で決定しました。生活保護利用者の人間としての尊厳を再び踏みにじる司法軽視の再減額は撤回すべきです。

坂城町は、長野県の長野保健福祉事務所の管轄ですので、町が把握している被保護者の人数と、前回も伺っていますが、生活保護の利用は権利であることを一般の方にもご理解いただくための周知ができないかについて、ご答弁をいただきたいと思えます。

2番目として、ロ. 低所得者について。

1、福祉灯油やエアコンの購入補助などの経済支援について、一つ伺います。

坂城町において、4年前、令和3年（2021年）に実施していただいた低所得者の皆さんに対する冬季燃料費補助（福祉灯油）について、2年前も要望しましたが、これは実現しませんでした。物価高騰を考慮して、前回よりも増額をして、この冬にも実施するべきだと考えます。

また、近年は、エアコンで暖を取る家庭も多くなっています。しかし、2027年からは格安エアコンが販売中止となりますので、低所得の皆さんにはますます手の届かないものになってしまいます。今のエアコンが故障しても同じ状況になります。

最後の質問です。

ハ．独居高齢者について

1．独居高齢者の状況把握はどのようにしているかとして、一つ伺います。

町では、要支援認定をしている方へのサービス等を行っています。対象にならない方についてはどのようにしているのでしょうか。

以上、4．必要な支援が必要な人について、答弁を求めます。

福祉健康課長（鳴海さん） 4．必要な支援が必要な人として、イ、ロ、ハのご質問について順次お答えいたします。

全国的な人口減少と少子高齢化が進む中で、非正規雇用などによる生活の不安定化や、ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦のみの世帯の増加など、経済的な困窮だけでなく、孤立や健康不安を背景とした複合的な課題が生まれており、その対応についても、個人や家庭内での解決が難しいことから、市町村をはじめ関係機関との連携による支援の必要性が高まっております。

町におきましては、子育て世帯や障がい者、高齢者への福祉施策など、国・県の制度を活用しながら、各種支援に取り組んでいるところであります。

ご質問のイ．生活保護について、坂城町の生活保護の被保護者数といたしましては、令和7年11月末現在31名であります。

生活保護は、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するもので、生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を助長することを目的とした制度であり、国民の権利として保障された社会保障となっております。

しかしながら、困窮しているにもかかわらず、制度を知らないことや、周囲の目を気にして相談をためらうことがないよう、国・県及び町のホームページでお知らせするとともに、関係機関の窓口では、相談を受けた際にその内容から生活保護制度について説明をしているところであります。

当町におきましては、生活保護の実務は長野保健福祉事務所が所管しておりますが、町といたしましても、生活に困窮している方の相談窓口として、生活に困り事を抱える方の相談に応じ、早期発見・早期支援につなげる役割を担っております。

町では、生活に困窮する方の関わりとして、生活保護の申請に至る前の段階においての支援が重要であると考えており、まいさば信州長野による就労支援や家計改善支援、その他の福祉サービスの利用などにより、包括的な相談支援体制を整えているところであります。

ご提案のありました公共施設へのポスター掲示につきましては、限られた紙面で詳細をお伝えすることは難しく、制度を知らない方へ正しい理解・周知につながりにくいことから、現時点では考えておりません。

町といたしましては、生活に困っている方が、どこに相談してよいかわからない、生活保護までにはと思い、相談をためらっているといた方々が、早い段階で気軽に相談いただけるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、町社会福祉協議会等、関係機関との連携により、生活に困窮する方々の早期発見から必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、ロ．低所得者について、灯油やエアコン購入補助などの経済支援についてのご質問にお答えいたします。

冬季の灯油代やエアコンの購入費など、物価高騰が家計などを圧迫し、とりわけ低所得者の生活に与える影響についても憂慮されるところであります。

一方で、物価高騰に伴う低所得者世帯への経済的支援につきましては、これまでも国及び県の施策を通じて、集中的な支援を講じてきたところであります。

今年度におきましては、坂城町物価高騰対応重点支援給付金として、住民税均等割非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円、対象世帯の子ども1人につき2万円を、また、長野県・坂城町価格高騰特別対策支援金として、住民税所得割非課税世帯を対象に1世帯当たり2万円、対象世帯の子ども1人につき2万円をそれぞれ給付しており、エネルギー費や食費の物価高騰による家計負担の増加を緩和するための給付事業を実施してまいりました。

このようなことから、町独自の灯油代やエアコン購入費への補助を実施することは考えておりませんが、物価高騰が長期化していることから、社会福祉協議会をはじめとする各種相談窓口の活用をし、既存の福祉施策・制度の中で支援が行き届くよう努めていくとともに、今後の国や県の動向にも注視し、低所得者を対象とした経済対策が行われる場合には、最大限に活用をして必要な支援につながるよう取り組んでまいります。

続きまして、ハ．独居高齢者についてのご質問にお答えいたします。

少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者は年々増加傾向にあり、健康や生活面で様々な問題が生じているケースも多いことや、社会とのつながりが希薄になることによる孤立化など、独居高齢者の抱える課題に対しては、包括的な支援が求められています。

独居高齢者とは、一般的に65歳以上で親族など同居せず、1人で生活をしている高齢者を言いますが、お一人で暮らす高齢者の方については、元気で就労されている方、地域で積極的に活動されている方など、ご自身で健康増進に努め、生きがいを持って活躍している方も多くいらっしゃいます。

一方、平時の見守りや生活に不安を感じるひとり暮らし高齢者の方には、町で管理する台帳に登録を勧めており、登録された高齢者には、定期訪問をする中で、健康状態や生活状況など

を把握しているところであります。

また、地区の民生児童委員の皆さんが、日頃からひとり暮らし高齢者の方の状況に気を配り、声かけや訪問などの見守り活動を行っていただくことに加え、福祉に関する情報提供や困り事の有無についても、地域に密着した立場から状況を把握していただいております。気になることがある場合には、地域包括支援センターや町担当課へ連絡・相談をいただく体制を整えております。

この他にも、地域の様々な活動などから、独居高齢者に限らず、最近見かけない、様子が気になるといった小さな気づきや情報が、地区民生児童委員や町に寄せられることから、地域での見守り体制が構築されつつあり、町への情報提供に対しては、ケアマネジャー・町職員より確認を行っております。

町では、地域で暮らす高齢者、障がい者、子ども、外国人など生活上の困難を抱える人を含め、多様な人々が地域で共に生活できる共生社会と、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていけるまちづくりを目指しており、支援が必要な方を、できるだけ早い段階で把握し、専門職や関係機関の連携強化により、必要な支援につなげていくことが、必要な支援を必要な人に届ける上で重要な取組であると考えております。

8番（玉川君） ご答弁いただきました。町民の命を守るために、一層の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問は終わりになりますが、12月議会での大トリであります。まだ半月以上ありますが、年末にお会いする方ばかりです。しかし、ご挨拶をさせていただきます。全町民の皆さんや、町長をはじめ町の職員、関係者の皆さん、同僚議員の皆さんには、よいお年をお迎えいただきますよう祈念して締めさせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で、通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから11日までの間は、委員会審査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから11日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月12日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(散会 午前11時56分)